法人税、住民税及び事業税			
法人税等調整額			
法人税等合計			
少数株主損益調整前当期純利益（又は少数株主損益調整前当期純損失）			
少数株主利益（又は少数株主損失）			
当期純利益（又は当期純損失）			

（記載上の注意）

1　法令等に基づき、又は株式会社国際協力銀行及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適当な場所に記載すること。

2　前項の繰越計算書は、法第三十四条第一項の規定により通知された支出予算と同一の区分により作成し、かつ、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　繰越しを必要とする経費の予算現額及び科目並びに繰越しを必要とする事由

二　前号の経費の予算現額のうち支払済みとなった額及び当該事業年度内に支払うべき額

三　第一号の経費の予算現額のうち翌事業年度に繰越しを必要とする額

四　第一号の経費の予算現額のうち不用となるべき額

3　第一項の繰越計算書には、参考となる書類を添付しなければならない。

第二十一条を削り、第二十二条を第二十一条とする。

附則第二条（見出しを含む。）中「国内金融業務方法書」を「業務方法書」に改める。

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○財務省、厚生労働省、経済産業省令第一号

株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）の施行に伴い、及び株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十二条第二項、第十四条第一項及び第五十七条の規定に基づき、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令及び株式会社日本政策金融公庫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月二十六日

財務大臣　安住　淳
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　枝野　幸男

株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令及び株式会社日本政策金融公庫法施行規則の一部を改正する省令

（株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令の一部改正）

第一条　株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令（平成二十年財務省、農林水産省、厚生労働省、経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第六号を次のように改める。

六　削除

附則第二条を削り、附則第一条の見出し及び条名を削る。

（株式会社日本政策金融公庫法施行規則の一部改正）

第二条　株式会社日本政策金融公庫法施行規則（平成二十年財務省、農林水産省、厚生労働省、経済産業省令第四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一号中「法別表第三の注(3)に定める」を「法第三十一条第三項に規定する」に改める。

第十四条の見出し中「国内金融業務方法書」を「業務方法書」に改める。

第十五条に次の一号を加える。

十三　株式会社国際協力銀行

第十八条の次に次の一条を加える。

（予算の繰越し）

第十八条の二　法第四十六条の二第二項の規定により支出予算の繰越しについての財務大臣の承認を受けようとするときは、翌事業年度の四月三十日までに、繰越計算書を主務大臣を経由して財務大臣に送付しなければならない。

○財務省、農林水産省令第一号

株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）の施行に伴い、及び株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十二条第二項の規定に基づき、株式会社日本政策金融公庫の出資業務に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月二十六日

財務大臣　安住　淳
農林水産大臣　鹿野　道彦

株式会社日本政策金融公庫の出資業務に関する省令の一部を改正する省令

第一条　株式会社日本政策金融公庫の出資業務に関する省令（平成十四年財務省、農林水産省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「国内金融業務方法書」を「業務方法書」に改める。

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○財務省、経済産業省令第一号

株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）の施行に伴い、及びエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第十七条の規定により読み替えて適用する株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第五十七条の規定に基づき、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第六条に規定する業務を行う場合における株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令の特例を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月二十六日

財務大臣　安住　淳
経済産業大臣　枝野　幸男

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第六条に規定する業務を行う場合における株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令の特例を定める省令の一部を改正する省令

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第六条に規定する業務を行う場合における株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令の特例を定める省令（平成二十二年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第六号を次のように改める。

六　削除

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。